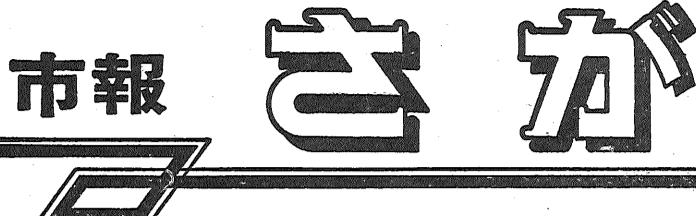


(1) 昭和50年2月15日(毎月1日・15日発行)

No.408

2月 15日号

市報



(昭和26年2月24日)
第3種郵便物認可

発行所 佐賀市役所
発行人 市長公室長
(定価3円)
電話代表(4)3151番

「市報さが」は
みんなのために早
く配りましょう

(別表) 今年三月末までに完成予定の自転車道

1. 自転車歩行者専用道路

- ①城内西通り線 佐賀警察署前から県立博物館前まで
②東名線巨勢川右岸堤防 念仏橋から渕頭北まで

2. 車両通行区分

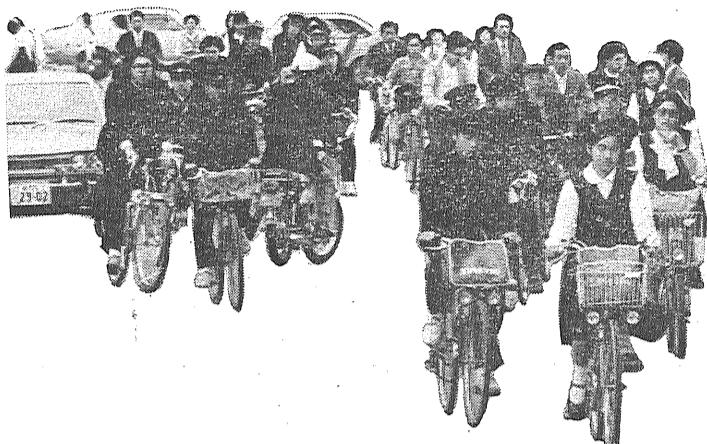
- ①国道34号線 片田江交差点から新高橋まで(両側)
②国道263号線 神野町三ツ溝から県警機動隊庁舎南まで(東側)
③県道佐賀停車場線 佐賀駅前から郵便局西側まで(両側)
④県道川副佐賀停車場線 松原四丁目明治橋から竜谷高校前まで(両側)

3. 歩道通行可(自転車、歩行者道)

- ①国道34号線 片田江交差点から構口交差点まで(両側)
②" " 辻の堂交差点から新高橋まで(両側)
③" " 263号線 国立病院南から金立町千布入口三差路まで(両側)
④市道 神野線 神野公園入口から東へ国道263号線まで(両側)
⑤" " 上多布施大財線 天神交差点から大財通り三差路まで(両側)
⑥" " 高木寄人線 高木瀬小から寄人橋まで(北側)
⑦" " 枝吉下武線 北川副小学校北門から佐賀線踏切北まで(西側)
⑧" " 環状東線 枝吉交差点から南へ300メートル(両側)

4. 駐停車禁止路側帯

- ①国道263号線 護国神社前から神野町三ツ溝交差点まで(東側)
②" 34号線 新高橋西側から佐賀魚市場東側まで(両側)
③" " 嘉瀬警察官駐在所前から嘉瀬橋東まで(北側)
④" " 263号線 大和紡績佐賀工場前から国立病院南まで(西側)
⑤" " 佐賀青果市場北から佐賀農芸高校北まで(西側)
⑥県道川副佐賀停車場線 佐賀駅前から松原四丁目明治橋まで(南西側)
⑦" 戸上電機西角から松原四丁目明治橋まで(東側)
⑧市道 県庁裏分線 労働基準局前から佐賀西高東角まで(南側)
⑨" 裁判所前線 佐賀警察署北側から検察庁南まで(東側)
⑩" 天祐寺川西線 中折橋西側から多布施鉄橋南まで(東側)
⑪" 県庁前分線 県立図書館前から県庁西別館前まで(北側)



①自転車歩
行者専用道
自転車と歩行
者だけが通るこ
とのできる道路

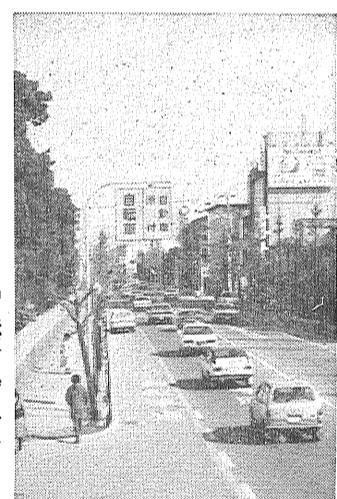


自転車道の種類

市では、昭和四十八年九月に「自転車安全モデル都市」として国から指定されたのを機に「佐賀市自転車安全利用計画」を策定し、通勤、通学、買い物など日常生活と密接している自転車を安全に利用できるよう自転車道の整備などの事業に取り組んでいます。自転車道の整備には、既設

自転車道の整備進む
城内西通り線など二月完成

②車両通行区分



④駐停車禁止路側帯



「市の施設を見る会」
参加者を募集

市施設にはどんなものがあるか

みなさんの目でじかに見ていただきたいのです。多数ご参加ください。

とき: 三月二十日(木)

午前九時半、県庁前集合

見学コース: 南事業所(衛生処理

場)、高伝寺、サン海苔、神野

公園、神野浄水場、北事業所(

焼却場)、ガス局

資格: 市内居住の方

募集人員: 六十名

申込方法: ハガキに住所、氏名、

年齢、職業、電話番号を書いて

な、募集人員が定数になり次第

締め切ります。くわしくは市秘書課へ

お問い合わせください。

会費: 無料(昼食は、各自ご持参

ください)。

なお、募集人員が定数になり次第

締め切ります。くわしくは市秘書課へ

お問い合わせください。

会員登録: 年齢、職業、電話番号を書いて

な、募集人員が定数になり次第

締め切ります。くわしくは市秘書課へ

お問い合わせください。

会員登録: 年齢、職業、電話番号を書いて



家族ぐるみで加入

市民交通傷害保険

1か月40円で最高80万円まで

市民交通傷害保険
出張受付日程

受付所	期日
西嘉巨兵高北本鍋金久蓮勤循赤神日	2月21日
	24日
	25日
	26日
	27日
	28日
	3月3日
	4日
	5日
	6日
	7日
	10日
	11日
	12日
	13日
	14日

車の増加により過密化する道路事情。そんななかで、いつどんなときあなたが、あなたの家族が交通事故の悲劇にまきこまれるかわかりません。

こんなときのために「交通事故の補償は市民の総力で」という市民のみなさんの声で誕生した「市民交通傷害保険」にひとりでも多く加入しましょう。

この制度は、もし不幸にし

○保険料(掛け金)は

○加入できる方

○支払われる保険金は

○死亡のとき……八十万円

○けがをして、失明したり、片手または片足を失ったとき……五十万円

○けがをして、医師の治療を受けたとき……治療期間に応じて最高十二万円

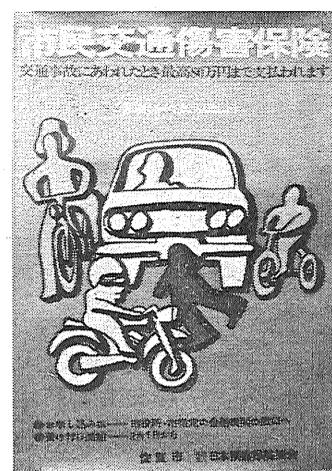
○事故にあったときは

「保険金請求書」に必要事項を記入し、つきの書類といつしょに市公事交通課へご提出ください。

○被保険者カード

○交通事故証明書

受付時間は、いずれも午前10時から午後3時まで。



て事故にあった場合、その程度によって保険金を支給し、当座の費用の一部に役立っています。ただし、市民相互の助け合い制度です。

おどりやから赤ちゃんまで多くの方に加入してもらうべく、保険料(掛け金)は、必ず、保険金は、お支払いが受けられます。

そこで、一月二十一日から始まる出張受付を利用して、この機会に万一件の事故に備えてください。

なお、保険の有効期間は、必ず更新の手続きをすませま

しょ。

ただし、一人一口に限ります。

だし、一人一口に限ります。

</